

# 燃料油汚染損害の民事責任条約

## 背景

- 一般船舶の大型化に伴い、海難事故に伴う燃料油の流出による大規模汚染のリスクが高まっていることを受け、1996年に国際海事機関(IMO)の下で本条約案の交渉開始。
- 2001年3月、ロンドンにおいて採択、2008年11月21日に発効(発効要件18か国)。
- 2019年1月8日現在、91か国が締結。

## 主な内容

船舶(注)からの燃料油の流出又は排出による汚染損害に関し適正で迅速かつ効果的な賠償の支払を確保するため、主に以下について定める。

- ◆ 燃料油による汚染損害についての船舶所有者の無過失責任 【第3条】
- ◆ 締約国の船舶の登録所有者による保険等保証の維持、締約国による証明書の発給及び入出港船舶についての保険等保証の効力の確保、保険者等に対する賠償額の支払の直接請求等 【第7条】
- ◆ 締約国の裁判所が下す判決の承認及び執行力の付与 【第10条】

注 タンカーからの燃料油の流出又は排出については、一部を除き、「油汚染損害の民事責任条約」(日本締結済み)が適用される。

## 早期締結の必要性

- 船舶からの燃料油の流出・排出による汚染損害についての責任を明確化し、賠償を確保することは、被害者保護の充実に資するとともに、海洋環境の保護にも寄与する。
- 保険者等への賠償額の支払の直接請求が可能となり、支払が確保され、また、日本の裁判所による賠償命令の他の締約国での執行が確保されることで、被害者保護の更なる充実につながる。

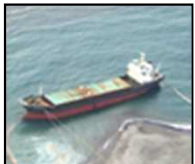
燃料油汚染対策として、一定の船舶に対する保険加入の義務付けは既に実施。

保険に加入していても賠償額が支払われないケースもある。大規模汚染のリスクが上昇する中、更なる対応が必要。

例: 日本近海における近年の海難事故で被害者への賠償が確保されなかった事例

青森県深浦沖における座礁及び燃料油汚染事故(カンボジア籍貨物船アンファン8号、2013年)

- 保険契約違反により、保険会社が免責を主張。保険金が支払われなかった結果、船舶所有者による処理ができず放置。
- 青森県の負担で油膜の防除措置と座礁船の撤去を実施。



青森県による防除措置

本条約を国内実施することで、同様の事案でも賠償額の支払が確保されることとなる。